

暮らしの*i*Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

納税だより

町道民税・軽自動車税のこと 住民税係 ☎ 56－8003
税金の納付方法、納税相談のこと 納税係 ☎ 56－8002
宿泊税のこと 宿泊税係 ☎ 56－8002
固定資産税のこと 資産税係 ☎ 56－8004
《役場税務課⑥番窓口》

【まずは法人の届け出】

町内に事務所、事業所などを有する法人には「法人町民税」の申告義務が生じます。また、町内に新たに法人を設立したときまたは町外の法人が町内に事務所や事業所などを設置したときには、法人町民税の申告の前にまずは法人の届け出が必要になりますので、速やかに次の書類を住民税係へ提出してください。

- ①法人設立（設置）届出書※
- ②定款
- ③登記簿謄本または履歴事項全部証明書

なお、届け出ている内容（代表者、主たる所在地、事業年度など）に変更があった場合には、登記簿謄本とともに「異動届出書※」を提出してください。

※届出書は窓口にあります

図税務課住民税係 ☎ 56－8003

【お気軽に納税相談を】

「町税を納付できない事情がある」「納付書を紛失してしまった」など、納税に関する相談は随時受け付けていますので、お気軽に納税係へ連絡またはお越しください。

図税務課納税対策室納税係 ☎ 56－8002

10月2日(月)は固定資産税の第3期の納期限です。納め忘れないようにお願いします。

募集

正職員募集

保育士 若干名

■受験資格／平成6年4月2日以降に生まれた方で保育士資格所有者（取得見込可）

■申込方法／募集要領に記載

※募集要領と申込書は下記二次元コード（HP）から入手可

■申込期限／9月22日(金)

■試験日／10月中旬予定

■採用予定／令和6年4月1日

■総務課総務係 ☎ 56－8000

会計年度任用職員募集

学芸補助職員 1名

☎ 55－6116

児童支援員補助職員 若干名

■応募資格／子育て経験者

■任用期間／任用日〓翌年3月31日

■業務内容／児童支援員の補助

■勤務時間／平日14時〓18時、長期休暇期間8時〓14時または14時〓18時（変更の場合有）※週20時間未満

■勤務場所／北児童館および放課後児童クラブ

■賃金・待遇／時給922〓1043円程度、通勤手当・賞与有

■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出

※長期休暇期間や支援員の休暇時に補助員として働ける方を募集しています。空いた時間に仕事をしたい方はご相談ください

■子ども未来課子ども支援係

☎ 55－6116

交通指導員 2名

■応募資格／普通自動車免許保持者

■任用期間／任用日〓翌年3月31日

■業務内容／登下校時の児童や生徒、一般歩行者への安全な通行指導と誘導などの交通安全業務

■勤務時間／7時30分〓9時と13時30分〓15時、月によって勤務時間や勤務日数に変更有

■勤務場所／通学路など

■賃金・待遇／月額5〓7万円程度

■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出

■住環境課生活安全係

☎ 56－8005

☎ 22－6631

臨時保健師 1名

■応募資格／保健師の有資格者

■任用期間／任用日〓翌年3月31日

■業務内容／乳幼児健診、赤ちゃん訪問、生活習慣病検診、健診事後訪問などにおける保健指導およびそれに係る業務

■勤務時間／8時45分〓17時30分のうち週31・25時間以内（短時間勤務要相談）

■勤務場所／福祉医療課保健指導係

■賃金・待遇／月額15〓18万円程度、期末手当・雇用保険・社会保険・通勤手当有

■申込方法／履歴書と保健師免許および普通運転免許証の写しを提出

■福祉医療課保健指導係

☎ 22－1144

古谷 和之 ☎ 23－3165

清水 礼子 ☎ 22－0075

名畑 由美 ☎ 22－1177

油谷 賢次

☎ 090－8903－3403

高齢者事業団団員募集

事業団は、臨時・短期就労希望者に就業の機会を確保し提供する集まりです。気軽に相談ください。

■対象者／自らの生きがい高め、就労意欲のあるおおむね60歳以上

■仕事内容／草刈り・草取り・清掃・その他軽作業

■賃金／時給1500円（仕事内容による）

■高齢者事業団事務局（北3東4）

☎ 23－4020

町営住宅入居者募集

一般世帯向け（家族向け）

・ひまわり団地（北6西5）

3LDK 1戸（3号棟1階）

・羊蹄団地（北3東7）

2LDK 1戸（4号棟2階）

■募集期間／9月1日(金)〓15日(金)

応募には必要書類、所得制限などがあります。詳細は問合せ。

■建設課住宅係 ☎ 56－8009

周知

移动式バスケットゴールの更新

総合体育館では、スポーツ振興くじ助成事業を活用して、移动式バスケットゴール2台を新たに設置しま

児童支援員 若干名

■応募資格／児童福祉に関心のある方、保育士または教員免許有資格者・児童関連業務の従事経験者尚可

■任用期間／任用日〓翌年3月31日

■業務内容／遊びを通じた生活指導

■勤務時間／平日10時〓18時または13時〓18時、土曜・長期休暇期間8時〓18時の間でシフト制

■勤務場所／北児童館および放課後児童クラブ

■賃金・待遇／月額12〓16万円程度、期末手当・雇用保険・社会保険・通勤手当有

※「俱知安町保育人材確保一時金」の対象となる場合有。詳細問合せ

■申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出

■子ども未来課子ども支援係

す。今後も利用者の皆さんが快適に利用できるように、施設の環境整備に努めます。

■総合体育館 ☎ 22－2288

建物にも定期点検が必要です

私たちが健康診断をするように、建物も定期的に点検が必要で、大規模な建築物は法律（建築基準法第12条）により定期的な点検をして報告する義務があります。

災害時の被害を軽減したり、人的被害などで取り返しがつかなくなったりする前に、早期発見と早期治療をしましょう。

○看板の落下や外灯の転倒がないようにボルトや金具のぐらつきやさびをチェック

○外壁や屋根が風で飛ばされないように、ヒビや浮き、穴、剥がれなどがなければチェック

報告が必要な建物の規模および用途については道HPまたは設計事務所や建築会社に相談しましょう。

■図後志総合振興局建築住宅係

☎ 23－1373

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/

kn/ksd/kijun/teikihoukoku.html

まちづくり新幹線課建築指導係

☎ 56－8012

北海道苦情審査委員制度

この制度は、道の業務や制度の内容を審査するもので、それらが自身の利害に関わるものであれば「苦情審査委員」に申し立てができます。

苦情審査委員は、公正で中立な立場から道の関係機関に対し、是正や改善を求めます。

電話や匿名での申し立てはできませんが、個人情報保護に十分に配慮します。

■申立方法／苦情申立書に必要事項を記入し提出

※郵送などで申し立て可
苦情申立書は窓口かHPからダウンロード可

■窓口／道庁「道政相談センター」

☎ 011-204-5523

011-241-8181

✉ kujyou.koueki@pref.hokkaido.jp

■後志総合振興局総務課

☎ 23-1373

■倶知安町エネルギー価格高騰対策事業者支援金の申請は9月末まで

町内に本店を置く法人または町内に住民登録がある個人事業主を対象とした「倶知安町エネルギー価格高騰対策事業者支援金」の申請は9月29日(金)までです。(郵送の場合は9月30日(土)消印有効)

申請書は町HPでダウンロードまたは観光商工課窓口で受け取れます。

申請書と添付書類をセットにして郵送または窓口にて申請してください。

■添付書類／
○法人の場合
・直近の事業年度の「確定申告書

別表一」または「法人事業概況説明書」の控え

※開業後間もないなど、確定申告を行っていない場合は、町へ提出した法人設立届出書の写しでも可

○個人事業主の場合

・令和4年分の「確定申告書第1表」の控え

※開業後間もないなど、確定申告を行っていない場合は、倶知安税務署へ提出した開業届の写しでも可

・本人確認書類の写し

○共通

・通帳の写し(表紙および1・2ページ目)

■観光商工課商工労働・企業誘致係
☎ 56-8012

■検査内容が充実！お得！
「生活習慣病予防健診」

協会けんぽでは、35〜74歳の被保険者(本人)を対象に「生活習慣病予防健診」を実施しています。

今年4月から、皆さんの負担金額が安くなり、総額18865円の健診が5282円で受けられます。

また、5大がん検診を含めた充実した検査項目をご用意していますので、ぜひご利用ください。

■全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部
☎ 011-726-0352

消防署からのお知らせ

9月1日は防災の日

9月1日は、関東大震災が発生した日に由来して「防災の日」とされています。

これは広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波などの自然災害について理解を深め、防災の意識を高める目的で制定されました。

防災の日をきっかけに、次の事を確認しましょう。

○災害発生時の連絡手段や避難場所について家族で確認する

○非常用持ち出しバッグや備蓄品を用意する

○家具の配置や固定状況を確認し、災害に備える

7月末までの災害出動状況		
	令和5年	令和4年
火災	6件	6件
救急	512件	457件
救助	28件	33件
その他	46件	54件

まちの事件簿―地域安全ニュース

7月の主な事件

▽共同住宅の窓ガラスが割られる事件がありました。

7月の主な交通事故

▽駐車場内において、歩行者に車両が衝突する人身事故が発生しました。

▽信号交差点において、車両と歩行者の人身事故が発生しました。

7月末までの町内交通事故発生状況		
	令和5年	令和4年
人身	19件	16件
物損	427件	238件
死者	0名	0名

消費者コーナー 倶知安消費者協会

食の未来を語ろう！

今年の北海道消費者大会は、「食の未来」をテーマに開催されます。倶知安消費者協会も参加します。

○日時／9月29日(金)
10時15分～15時10分

○場所／かでの2・7 北海道立道民活動センター(かでのホール)[札幌市]

日本の食料自給率はまだ低く、世界に頼っている状況です。また、近年はウクライナ情勢の影響や、異常気象による災害により、食料を失っている現実を自分たちの問題として、捉え直すことが必要です。

消費者として生活を見直し、食料の購入・消費・ロスの問題をなくすための心構え、生活態度の確立を目指しましょう。

■消費生活相談室(公民館1階団体室)
■月・水・金曜日10時～15時 ☎ 23-1522

くっちゃん 情報発信ツール

○倶知安町 ホームページ

<https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/>

○倶知安町 Facebook

<https://m.facebook.com/kutchan.hokkaido/>

○倶知安町 LINE 公式アカウント

LINE ID：@kutchan

○小川原脩記念美術館 Facebook

<https://m.facebook.com/shu.ogawara.moa/>

○倶知安風土館 Facebook

<https://m.facebook.com/Kutchan.Fudokan/>

○資源・ごみ分別アプリ「さんあーる」

アプリのダウンロードはこちらから→



Android



iOS

おたんじょう
おめでとう

ごめいふくをお祈りします

8月17日(木)までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 令和5年7月末現在		
人口	14,560人(前月比 -55)	
男子	7,501人(前月比 -26)	
女子	7,059人(前月比 -29)	
世帯数	8,084世帯(前月比 -27)	
うち外国籍住民	846人(前月比 +2)	

弁護士ってどう頼んだらいい？



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士 齋藤 慎也
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

この間、電話してくれた方から「俺が被害者なのになんだ！」と怒られてしまいました。その方は、弁護士に依頼したかったのに、私が「まず、事務所に来てお話を聞かせてください」と伝えただめです。パン屋に行って「パンをください」と言えばパンが買えますが、何か難しい問題に直面したときに、弁護士事務所「弁護士してください」と言っても、すぐに「はい。お任せください」とはなりません。どうしてでしょうか？

まず、取り扱っているものが異なります。パン屋で扱っているものは、お客さんに提供するためのパンです。だから、お客さんが「ください」と言えば売ってもらえます。また、成立する契約は、誰に対してもパンの売買契約です。これに比べて、保険に入る、家を建てるという場合には、商品が何か決まっていなかったり、契約の内容が決まっていなかったりします。弁護士も同じで、依頼の度によく話を聞き、その上で契約をすることが必要になります。また、弁護士法に反して契約をすることはできませんので、契約の前に、名前を聞いたり、事件について聞いたりすることが必要です。

「弁護士は正義の味方じゃないのか」と言われることがありますが、「正義」というものは、ひとつではありません。困っている方は「自分が正義だ」と思って相談に来ると思いますが、法的には、その方が正義だとは言いきれないこともあります。そのようなときは、話をよく聞いた上で「受けられません」とお断りすることもあります。

このように、契約前にどんな契約か話し合い、受けられる事件か確認する必要があり、事務所に来てもらい話を聞くことが必要です。ちょっと依頼することが難しく感じるかも知れませんが、むしろ話を聞くだけで解決することもありますので、まずはご相談ください。